



島根県報

令和7年6月20日（金）

号外 第 5 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

港湾法の規定に基づく公聴会の開催

（港 湾 空 港 課） 2

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定港湾名

宅野港

2 日時

令和 7 年 7 月 10 日 午後 1 時 30 分

3 場所

大田市大田町大田イ 1－3 大田集合庁舎 第 1・第 2 会議室

4 指定予定地域

地 区 名	地 域
宅野地区	基点 1 から基点50までを順次結んだ線及び海面により囲まれた陸域 (点の表示) 基点 1 島根県大田市仁摩町宅野字前原1270番地先場所打コンクリート堤基部 基点 1 から332度00分00秒の汀線まで引いた線 基点 2 基点 1 から40度00分00秒 60.00メートルの点 基点 3 基点 2 から115度00分00秒 40.00メートルの点 基点 4 基点 3 から162度20分00秒 10.00メートルの点 基点 5 基点 4 から87度00分00秒 37.00メートルの点 基点 6 基点 5 から 8 度57分22秒 41.09メートルの点 基点 7 基点 6 から13度59分18秒 7.53メートルの点 基点 8 基点 7 から284度03分55秒 0.67メートルの点 基点 9 基点 8 から14度04分34秒 16.04メートルの点 基点10 基点 9 から14度22分42秒 29.04メートルの点 基点11 基点10から14度05分39秒 3.85メートルの点 基点12 基点11から283度00分00秒 0.18メートルの点 基点13 基点12から13度42分38秒 12.04メートルの点 基点14 基点13から13度27分52秒 4.01メートルの点 基点15 基点14から13度01分22秒 4.00メートルの点 基点16 基点15から12度34分15秒 4.00メートルの点 基点17 基点16から11度49分43秒 4.00メートルの点 基点18 基点17から11度04分04秒 4.00メートルの点 基点19 基点18から11度04分34秒 2.01メートルの点 基点20 基点19から10度47分45秒 2.00メートルの点 基点21 基点20から 9 度38分16秒 4.02メートルの点 基点22 基点21から 9 度09分08秒 4.01メートルの点 基点23 基点22から 8 度14分17秒 4.01メートルの点 基点24 基点23から 7 度50分45秒 4.01メートルの点

基点25	基点24から286度53分30秒	0.06メートルの点
基点26	基点25から 7 度18分19秒	4.00メートルの点
基点27	基点26から 6 度24分05秒	4.00メートルの点
基点28	基点27から 5 度57分41秒	2.00メートルの点
基点29	基点28から 5 度52分52秒	4.01メートルの点
基点30	基点29から94度57分05秒	0.25メートルの点
基点31	基点30から 5 度40分39秒	5.88メートルの点
基点32	基点31から274度17分49秒	0.31メートルの点
基点33	基点32から 6 度07分57秒	4.81メートルの点
基点34	基点33から97度18分26秒	1.19メートルの点
基点35	基点34から 7 度43分33秒	0.67メートルの点
基点36	基点35から 8 度33分07秒	5.52メートルの点
基点37	基点36から10度35分38秒	3.77メートルの点
基点38	基点37から98度33分42秒	0.31メートルの点
基点39	基点38から 8 度08分24秒	0.72メートルの点
基点40	基点39から287度30分32秒	0.23メートルの点
基点41	基点40から 8 度59分41秒	6.00メートルの点
基点42	基点41から91度31分11秒	0.25メートルの点
基点43	基点42から 8 度25分11秒	1.03メートルの点
基点44	基点43から280度02分17秒	0.30メートルの点
基点45	基点44から 9 度07分15秒	18.73メートルの点
基点46	基点45から353度48分16秒	10.75メートルの点
基点47	基点46から 7 度45分22秒	16.18メートルの点
基点48	基点47から300度00分00秒	13.02メートルの点
基点49	基点48から340度00分00秒	30.00メートルの点
基点50	基点49から312度40分00秒	58.00メートルの点
	基点50から242度00分00秒の汀線まで引いた線	

5 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書 1 通を、島根県土木部港湾空港課（松江市殿町 8 番地）又は県央県土整備事務所大田事業所管理課（大田市大田町大田イ 1 - 3）のいずれかに、令和 7 年 7 月 3 日（郵送の場合は、当日消印有効）までに提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部港湾空港課及び県央県土整備事務所大田事業所管理課に備えて、令和 7 年 6 月 20 日から令和 7 年 7 月 10 日正午まで縦覧に供する。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部港湾空港課 電話（0852）22－5203

別記様式

意見申出書

令和7年7月10日の港湾法の規定に基づく公聴会にて説明される宅野港港湾隣接地域の指定の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住所 (電話)

(ふりがな)
氏 名

意見の公述を希望する港湾隣接地域の指定を行う港湾名
宅野港

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。